

令和8年6月26日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和8年度6月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第 3 号 農地等の現況に係る報告審議について	(1件)
議案第 15 号 農業振興地域整備計画変更審議	(1件)
議案第 16 号 農地法第3条許可申請書審議について	(8件)
議案第 17 号 農地法第5条許可申請書審議について	(3件)
議案第 18 号 非農地証明願出書審議について	(1件)
議案第 19 号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(2件)
議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(55件)

〈 出席委員 〉 (17人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 真憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 鉾之原 正美	
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
	14 番 今村 龍太郎	15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (2人)

9 番 黒葛 クルミ	13 番 満尾 修一
------------	------------

〈 出席推進委員 〉 (15人)

20 番 佐藤 洋三	21 番 松崎 秀樹	22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹
24 番 有村 昭郎	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文	27 番 池田 直人
28 番 樋元 和則	29 番 濱崎 浩一	30 番 田中 博視	31 番 有馬 孝一
32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和	34 番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	神領 幸一郎	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和8年度6月定例総会を開会します。
 本日の出席委員は19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
 なお、(黒葛クルミ委員、満尾修一委員) から欠席届が提出されています。
 また、農地利用最適化推進委員が15名出席しております。
 それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
- 会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、2番「地頭所忠一」委員と3番「楠真憲」委員を指名させていただきます。
- 会長 次に、日程第2、報告第3号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。
 事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。
 番号1の農業委員会の取り扱いは宅地です。
 同対象地につきましては、地目変更登記に伴う法務局からの照会案件です。
 なお、処理期限の関係上、鹿児島地方法務局へは報告済です。
 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 14番 報告第3号の番号1について報告いたします。
 令和8年6月5日、私と正の永野委員は事務局職員と現地調査を行いました。
 当該農地の現況は非農地相当です。
 現況地目は、宅地です。
 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、報告第3号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。
- 会長 次に、日程第3、議案第15号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。
 事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の5頁をご覧ください。1件です。
 本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
 番号1の種別は農用地区域からの除外です。田が17筆、面積合計 15,252㎡です。
 申請人は、今回の申請地に駐車場として利用するため農用地区域からの除外をするものです。
 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 5番 議案第1号の番号1について報告いたします。
 令和8年6月3日、私と伊集院地域の委員は、事務局職員と現地調査を行いました。
 農用地区域外の土地利用状況からみて、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、代替地の検討がないため認められません。
 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。
 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。
 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。
 総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律の要件のすべてを満たしていませんので、要検討と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。ここで局長の方から補足説明があります。

事務局

まず農業振興地域整備計画なんですけど、そもそも計画自体が将来にわたって安定的な農業を振興するための計画であって、優良な農地を確保保全することに生産基盤の整備、近代化施設の導入ということで計画が成り立ってます。その中で、今、山口委員からありました要件を満たしてないというのはですね、農業振興地域の整備に関する法律があります。要綱とかでもなく、一番上の法律で定まっていますが、その第13条の第2項というところに全ての要件を満たさないと計画は変更できないと法律で謳われております。その一つが法律用語で言うと難しくなるので、ちょっと略して言いますが、1つ目が農用地区域外に代替できる土地がない。これだけの広さの土地があるのかないのか、地域計画の策定に支障を及ぼす恐れがないこと。農地の集団化作業効率と土地の農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。効率的安定的な農用地の利用集積に支障を及ぼすことがないこと。ここで農業をされている方に支障がないことっていうことですね。農用地の保全利用に必要な施設用水路等ですが、支障がないこと。土地改良事業をしてから8年以上を経過していること。ここは30年ぐらい経っているので、その要件は満たします。あと農林水産課の方も、この要件は全て満たしてないというところで、今のところ農林水産課も条件付きの許可で出しますというところで、答えをもらっています。真ん中に用水路が入っているみたいで、これが川向こうの田んぼまで用水路が影響するみたいで、そこの改良がないことには、今回この許可は農林水産課と農地整備課は出せませんという答えを出しています。あと一番最初に言うところのまずなぜここだったのっていうところの検討を実際してません。正直な話をするとして、それに伴って、市の方の要綱というのがあるんですけども、日置市農業振興地域整備促進協議会というのを立ち上げてそこで1回検討しないといけないんですけども、その中の委員がですね農業委員が2人、JAさんが2人、森林組合が1人、県の共済もしくはそこの理事が1人、あと農業に従事する人が5人、学識経験者が2人っていうような感じで、委員を集めて、そこで検討をして、場所を決めているとか、こういう地域計画のところにあるところを検討しないといけないのにすいません。私たちの組織の話をして申し訳ないですが、ここを今省略しています。この協議会をして各JAとか森林組合とかにもう1回持ち帰ってもらって検討してもらって諮問をしてもらって、その答えが出て、開発をしますよ、計画を変更しますよっていうのが正式な流れであって、今単純に申請書がきています。市長部局からなので、ここは1回ちゃんと手順を踏んだ中でイエスかノーを出した方がいいんじゃないかと思って、皆さんの手元に1枚紙の裏表あるところで、意見書を農業委員会総会として出そうかと思っているところです。何でここだったか。また役所の回りも民地もあったりするんで、民間に駐車場をさせてもいいんじゃないかという話もあるし、うちがするんだったら、あの都市公園とかがあったりするんで、その一部を使ったりとか。あの実際フラッグラッドさんがあの日本のトップリーグであるSVリーグというところに来ると市役所近辺が駐車場がないというところで、多分ここが出たんだろう、自分たちもそれぐらいの情報しかないですよ。なんでここだったの？。そもそもなんで駐車場なのっていうとの話があの事務局側にも全然来てなくて、いきなり申請書しかきてないものですから、そうしたら次にまだ近隣に空き地があたりするんで、そういうところ第1駐車場とか第2駐車場とか第3とか点在しても作れると思うんです。これだけのスペースは民地を借りれば、賃借料払えばいいんで。開発行為をするより絶対賃料を払った方が安いんで。何かあったら手放せば良い。作っちゃうと簡単には田んぼには絶対に戻らないので。農業を振興する農業委員会としては農地を守り

たいんで、ちょっと検討した方がいいのかなっていうところはすいません。事務局サイドとちょっと自分の思いもあるんですけど、そういうところです。以上です。

会長 ありがとうございます。局長から意見をいただきました。前ニシムタのところの一番広いところを同じ時期に基盤整備したんじゃないかなと思っておりますけどあの時も何で広いところをしないといけないのかというそのような話も出ました。それで前市長も市道やら入っているしニシムタからも税金が大きいというそのような返事の、ありましたけど、まあ1回ですんなり引き受けなくていいと思うんですよね。それとあの日置市の体育館が良い体育館じゃないもんだからこれでいちき串木野とか霧島市、南さつまあたりでも試合をすることにして、あの丸山産業で働いている方がいるけれど、試合数はもうほとんど霧島か串木野の方がいい体育館を持ってるみたいですから、そっちの方が便利になるんじゃないかなと思ってはおります。良い体育館も作ればいいと思うんですけど。

委員 市長からの申請ですか。

会長 市長からの申請で財政管財課から申請が上がってきたようです。お金を出すところから上がってきたようです。市長も大きい会社をこちに本社機能持ってきたり、あそこの段ボール会社やなんですけど、ああいうところからちょっと寄付をもらって良い体育館を作ればまだいいと思うんです。

委員 農業にはあまり力をいれてないということですよ。

事務局 先ほど会長が言われたニシムタの件の前市長が言われた税金のことですよ。駐車場はすいません、何も生まないです。下手すると不法車両とか不法投棄とかあのこちらが田んぼなんで薄暗いので、そういう風になりかねないというのは目に見えてます。実際のこういう計画なので日置市内で、これだけの大規模な駐車場があるところは実際ないです。ということは多分近隣の田んぼはいろんなそういう悪い影響を受けるんじゃないかなというほうが強いのかなって、正直。民地があるから防波堤になってるけど、いろんなゴミとかなんとか多分これだけの広さの駐車場だとですね、ゴミと不法投棄、不法車両などありとあらゆる人たちが来て、今から夏場になれば花火をあげたりとか、ギャーギャー騒いだりとかなる可能性の方が高いかなというが想像できるかなと。

会長 地権者の人は高齢者が多いので売りたい方ばかりだと思うが、耕作者は放したくないというのが本音だと思います。

委員 ここはフラゴラッドの関係ということですが、体育館との位置関係はどうなんですか。

事務局 体育館はこの西側にありますが近いです。

会長 体育館の上の公園を駐車場にしても、あそこはあまり広くないですよ、それと黒岩病院の裏にも公園があるけど、あそこもまああの駐車場にしても100台位止められるかという感じだから。

委員 これは市だけの駐車場ですか。

事務局 今市長部局がいうのはJAの総代会、伊集院高校の入学式卒業式をしたり、中央公民館とか文化会館でイベントした時に重なると、市役所の駐車場ばかりでは足りないのて駐車場が欲しいですよ、というつもりです。

委員 今市役所がどのくらい止められるんですか。

事務局 550台って書いてあります。

委員 ここに何台くらい止めるのですか。

事務局 600台と書いてあります。

会長 土曜日曜だったら駐車場は結構空いてますよね。

- 委員 体育館は何人くらい入るのですか。
- 事務局 1000人は入らないと思います。フラゴラッド的には5000人規模ぐらいの体育館が欲しいと言ってますので、例えばですけど、ここに体育館を建てるよとかだったらまだ話もありなのかなと思うんですけど、ただの駐車場、お金を生まない駐車場だったらまだ民間にさせた方が個人的にはいいのかな。あと一つ個人的には市役所の駐車場って、職員用の駐車場じゃないんですよ。その施設の駐車場なんで、職員駐車場をまずどうすればいいかという手段も一つあるし、そこから歩いてくればいいしとか個人的には思うんです。だったら、職員から駐車料金を取ってもいいしとか職員が他のところに借りて止めてもいいし、施設の駐車場なんだから、そこは開けておけと個人的には思うんです。いつもそういういろんな対策を練った中で、ここしかないっていうさっき委員が言っていましたけど、他に代替地がないという時に、ここしかないんですよっていうんだったら、検討の余地があると思いますけど、いろんな手続きとかさっき言った市の手続きも踏んでない中で、申請書だけ上がってきているものですから、すいませんなのでもうちょっと農業委員会としては農地を守る立場としては少し、検討して考えていいのかなというところがあります。
- 委員 駐車場を2階建てにしたら足りるのでは？既存の駐車場を。
- 事務局 だからいろんな検討をやったというのが見えてこないんです、正直。
- 委員 現状全く足りないんですか。
- 事務局 イベントがあるときくらいで今までそうしてきてます。
そこでも足りないだったらですけど、どうにかこうにかしてます。まだここもだしニシムタさんとかあの電話会社さんのとこって空いてますよね。借りればいいよねっていう事です。農地をつぶすのは簡単ですが、でも元に戻せなくなってしまうから。
- 委員 市の方が事前の見てなくて申請してもらっていたこれを一旦待ってくださいとして、また市が持ち帰って、再度そういう、別にないかとか、他の方法はないかとか検討しましたと言って、それでもありませんとなった場合、再度上がってくれば、許可の方向になるんですかね。
- 事務局 先ほど言った農振の計画に関する法律第13条第2項の6要件を全て満たしなさいということなんで、そうすると今度は拒む理由が今度はなくなってしまう。
- 会長 鹿児島県の体育館とかいろいろあれも場所が決まらなくて検討してるけど、今度ここは農地を潰してということだから、農業委員会の意見もいることらしいです。
- 委員 今度の場合はもう一回持ち帰って再度慎重に審議するという意見をつけて返すという形になりますね。
- 会長 最初から大丈夫ですよといえば、ニシムタと同じことでいろんなことを言う人がいると思う。
- 事務局 ちょっとすいません。市は市長部局があつて、そこに対する多分選挙管理委員会とか、農業委員会事務局ですね。まあ議会とかまいろんな組織が付随してるんですけど、市があ一言えば、暴走しないように諮問をして意見を言えるところが、まあそういう農業委員会とか選挙委員会とか、いろんな組織になるんですよ。そこでいいよいいよって言ったら、この人たちがもう好き勝手やっちゃうってところがあるんで、こういうそれぞれ立場からこうですよというところがうちなので、うちは市長部局じゃなくて、事務局という局を一つとして、単位で持ってて権利があるところではあるんです。あともう一つなんですけど、今までこういう計画農振地域を外してきたという事例があると思うんですけど、それはですね、簡易的な案件であつて、それはあの個人がそこに農業施設を作りたいから外して、あのちょっと変更したりとか、その土地を

利用して、家を建てたりとかっていう個人がやることだったんで、そういう軽微なものはある程度見てもいいという風になってます。今回のようなこういう大規模の今までなかったものですから、そこはちゃんとさきに言う手続きを踏んでからの申請をお願いした方がいいんじゃないかというところで、今回は少し考えた方がいいんじゃないですかね、というところです。

委員 議会の方はどうなんですか。

事務局 今から各団体からはOKいただきましたっていうことで最終的に議会に出すと思います。そうするとお金も多分予算も絡んでくるので、これを開発する予算がとか出てくると思うんです。そこで初めて議会が出てくるところです。

会長 だいぶ意見がでました。只今の質疑等をうけ、議案第15号の案件について、この諮問については変更することは不相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。

議案第15号について、諮問のとおり変更することは不相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。

会長 次に、日程第3、議案第16号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

まずは議事参与制限の案を先に審議します。

重水賢治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 8頁の番号4です。

権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は48,242㎡、作物は水稻及び果樹です。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

8番 議案第16号の番号4について報告いたします。

令和8年6月19日、私と副の佐藤委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第16号の4番の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

会長 他に質疑等ございませんので、議案第16号の4番の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第16号の4番の案件について、許可することに決定しました。

重水委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着席]

- 会長 次に議事参与制限以外の案件を審議します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 8頁から9頁の7件です。
- 番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は41,281㎡、作物は牧草です。
- 番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は621㎡、作物は水稻です。
- 番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,310㎡、作物は水稻です。
- 番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,269㎡、作物はニガウリ他です。
- 番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,705㎡、作物は水稻です。
- 番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,623㎡、作物は野菜です。
- 番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,401㎡、作物は野菜です。
- 以上、計7件について、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 4番 議案第16号の番号1について報告いたします。
- 令和8年6月19日、私と副の池田初男委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
- 農地の現況は、耕作中の農地です。
- 農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
- 権利を取得する人の種別は、自然人です。
- 農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
- 周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
- 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
- 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 5番 議案第16号の番号2について報告いたします。
- 令和8年6月22日、私と副の榎園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
- 農地の現況は、耕作中の農地です。
- 農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
- 権利を取得する人の種別は、自然人です。
- 農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
- 周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
- 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
- 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 7番 議案第16号の番号3について報告いたします。
- 令和8年6月19日、私と副の梅本委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
- 農地の現況は、耕作中の農地です。
- 農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
- 権利を取得する人の種別は、自然人です。
- 農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
- 周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
- 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
- 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 10番 議案第16号の番号5について報告いたします。
- 令和8年6月22日、私と副の宮脇委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
- 農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地及び一部重機等により耕作できる農地です。
- 農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
- 権利を取得する人の種別は、自然人です。
- 農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番

議案第16号の番号6について報告いたします。

令和8年6月22日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番

議案第16号の番号7について報告いたします。

令和8年6月21日、私と副の池田直人委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番

議案第16号の番号8について報告いたします。

令和8年6月19日、私と副の池田直人委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。議案第16号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

会長

他に質疑等ございませんので、議案第16号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第16号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第5、議案第17号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、資料の21頁をご覧ください。3件です。

番号1の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

以上、3件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長
21番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第17号の番号1について報告いたします。

令和8年6月19日、私と副の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第17号の番号2について、報告いたします。

令和8年6月22日、私と副の宮脇委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する公共投資の対象となっていない約1.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番

議案第17号の番号3について、報告いたします。

令和8年6月19日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する公共投資の対象となっていない約5.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございます。

議案第17号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第17号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第17号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第6、議案第18号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の 25 頁からの「議案第 18 号 非農地証明願出書審議」についてですが、先日、申請人に諸事情があり取下げ案件としたいと思いますがよろしいでしょうか、お伺いいたします。

会長 はいありがとうございます。只今、事務局から申請者の諸事情により取下げの報告を受けました。何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 議案第 18 号「非農地 証明願出書審議」については取下げてよろしいですか。

会長 質疑等ございませんので、議案第 18 号「非農地 証明願出書審議」の案件については取下げとします。

会長 次に、日程第 7、議案第 19 号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の 28 頁からになります。議案第 19 号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。申請分となります。

番号 1 伊集院町大田 登記地目は畑、登記面積は 511 m²です。

番号 2 日吉町日置 登記地目は畑 登記面積は 143 m²です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、「1 番から 2 番は原野」と判断しました。

以上、田はなし、畑 2 筆、面積 654 m²です。

農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第 19 号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第 19 号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第 20、議案第 13 号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

会長 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

10 番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 33 頁の番号 1 及び番号 2 です。貸借です。

この案件につきましては、借人が上原委員と 2 親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、田が 1,595 m²、計 1,595 m²、利用権設定数は 2 筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第 20 号の番号 1 から番号 2 の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

- 会長 賛成多数です。議案第20号の番号1から番号2の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
上原委員に着席の連絡をしてください。
- 10番 [着 席]
- 会長 次に、今村龍太郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 14番 [退 席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 34頁の番号13から番号18及び39頁機構貸出分の番号1及び番号2です。貸借です。
面積について、畑が6,006㎡、計6,006㎡、利用権設定数は8筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 何かご質問等は、ありませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ありませんので、議案第20号の番号13から番号18及び機構貸出分の番号1及び番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第20号の番号13から番号18及び機構貸出分の番号1及び番号2の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
- 会長 次に、山口義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 5番 [退 席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 34頁の番号19及び35頁の番号20です。貸借です。
面積について、田が1,650㎡、計1,650㎡、利用権設定数は2筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 何かご質問等は、ありませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ありませんので、議案第20号の番号19から番号20の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第20号の番号19から番号20の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
山口委員に着席の連絡をしてください。
- 5番 [着 席]
- 会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 18番 [退 席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 37頁の番号38から番号40までです。貸借です。
この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田が2,728㎡、計2,728㎡、利用権設定数は3筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及

び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第20号の番号38から番号40の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第20号の番号38から番号40の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着 席]

会長 次に、議案第20号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の33項から39頁です。貸借です。

面積について、田が38,278㎡、畑が13,544㎡、計51,822㎡、利用権設定数は40筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第20号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第20号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

令和8年度6月総会を閉会します。

(閉会 10時16分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 奥 和 俊

2 番 地頭所 忠一

3 番 楠 真憲